様式12

伐採及び集材に係るチェックリスト（主伐のみ）

令和　　年　　月　　日

伐採する者：

森林の所在場所：霧島市

|  |  |
| --- | --- |
| チェック項目 | 確認 ☑ |
| （１）伐採の方法及び区域の設定  ①　森林所有者に対し再造林の必要性を説明し，伐採と造林の一貫作業の導入など作業効率向上を務める。  ②　伐採する区域の明確化を行う。  ③　人家の裏山，落石の恐れのある転石の周辺，谷沿いや尾根筋，崩壊の危険性のある箇所及び天然更新の場合は，保護樹帯や保存木等の選定など伐採の適否判定を行い，林地や生物多様性の保全に配慮した伐採・更新方法を採用する。  ④　伐採が大面積にならないよう，伐採区域の複数分割，帯状・群状伐採など空間的・時間的な分散方法を計画する。（原則一箇所の皆伐面積は10ha以下とし，連続する場合は保護樹帯を設ける） | □ |
| （２）林地保全に配慮した集材路・土場の配置・作設  ①　森林整備の目的に応じた路網の配置や土場の作設を検討し，一時的に使うものは原状回復が早期に図られるよう配慮する。継続的に使用するものは，維持管理に無理が生じないよう安定した路体を構築する。  ②　集材路の幅員・延長及び土場の配置は必要最小限にする。  ③　地形等の条件に応じて，路網と架線を適切に組み合わせる。  ④　急傾斜地（傾斜35度以上）など崩壊を引き起こす恐れがある場合は，架線集材を検討する。  ⑤　土場の作設では，のり面を丸太組みで支えるなどの対策を講じる。  ⑥　集材路・土場の作設開始後も土質・水系等に注意し，林地の保全に配慮する。  ⑦　集材路の線形は，極力等高線に合わせる。  ⑧　ヘアピンカーブは地盤の安定した箇所に設置する。  ⑨　集材路・土場は谷川から距離を置いて配置する。  ⑩　集材路は，谷川を横断する箇所が少なくなるよう配置する。  ⑪　伐採区域のみで集材路の適切な配置が困難な場合には，隣接地を経由することとし，隣接地の森林所有者等と調整を行う。 | □ |
| （３）周辺環境への配慮  ①　人家，道路，鉄道等の重要な保全対象が直下にある場合は，集材路・土場の作設は避ける。  ②　水源地の周辺では，集材路・土場を作設しない。  ③　やむを得ず作設する場合は，保全対象の上方に丸太柵工等を設置し災害防止に努める。 | □ |
| （４）生物多様性と景観への配慮  ①　希少な野生生物の生息・生育を知った場合には，線形及び作業の時期の変更等の対策を講じる。  ②　集落・道路等からの景観に配慮し，必要最小限の集材路・土場の配置とする。 | □ |
| チェック項目 | 確認 ☑ |
| （５）路面の保護と排水の処理  ①　路面の縦断勾配をできるだけ緩やかにし，波型線形によりこまめな分散配水を行う。  ②　土盛横断溝や丸太横断溝等は，路面水がまとまらない間隔で設置する。  ③　洗い越し施工地は，横断箇所で路面を一段下げた通水面を設け，谷水が路面に流出しないようにする。  ④　路面排水箇所は，尾根部や常時流水等のある浸食されにくい場所に設け，崩れやすい盛土部は，洗堀されないよう対策を講じる。  ⑤　曲線部では上部入口手前で排水する。  ⑥　谷川の横断個所は可能な限り，原形復旧する。 | □ |
| （６）切土・盛土  ①　集材路の幅及び土場の広さは，必要最小限とする。  ②　切土・盛土の土量が均衡するよう施工し，残土処理の発生を抑える。  ③　切土高は1.5ｍ程度以内を目安に低く抑え，盛土は締固めをしっかり行い，必要であれば丸太組み等を活用して盛土及び路体の安定化を図る。  ④　切土法面勾配は地形地質に応じて調整し，盛土法面勾配は，盛土高が2ｍを超える場合には1割2分より緩くすることを目安にする。  ⑤　残土は谷川に流出しないように，地盤の安定した箇所に設ける。 | □ |
| （７）作業実行上の注意  ①　集材路・土場の使用を次の作業まで一定期間使用しない場合は，土砂の流出を防止するため，路面に枝条等を敷設するなどの措置を講じる。  ②　表土保護のための枝条敷設等の場合は，置く場所を分散し，杭を打つなどの対策を講じる。  ③　枝条等が谷川に流出したり，林地崩壊を誘発したりしないように適切な場所に整理する。  ④　降雨等により路盤が多量の水分を帯びている状態では通行しない。通行する場合には，丸太等の敷設等により，路面のわだち等を防止する。  ⑤　人家・道路等をはじめ重要な保全対象の上方に位置する現場では，伐倒木，丸太等の落下防止に最大限の注意を払い，必要な対策を講じる。  ⑥　天然更新を予定している区域では，枝条等でその妨げにならないように整理する。  ⑦　人家や家畜飼養施設に近接した現場では，早朝，夕方以降の作業を避けるなど，騒音対策を取る。 | □ |
| （８）事業実施後の整理  ①　枝条残材等を伐採現場や土場に残す場合は，植栽等を想定して枝条等を整理し，造林事業者と現場の後処理等の調整を図る。  ②　集材路・土場は植栽等により植生の回復を促す。また，横断溝等の排水処理を行う。  ③　伐採・搬出に使用した資材や燃料等は残置せず確実に撤去する。  ④　伐採現場を引き上げる前に，集材路・土場の枝条等の整理の状況を造林の権原を有する森林所有者等と確認し，必要な措置を講じる。 | □ |